

■（参考 1）個別指導自主点検表④（投薬）（案）

①□以下の事例がないか

1) 禁忌投薬事例

- 「胃潰瘍」の患者に投与したロキソニン、ロピオン静注、バイアスピリン錠
- 「気管支喘息」の患者に投与したアーチスト錠
- 「パーキンソン病」の患者に投与したセレネース錠

2) 適応外投与事例

- 適応傷病がないにもかかわらず投与したドルナー錠、ワーファリン錠、ザイロリック錠、メチコパール錠、PPI、エンシュア・H
- 「うつ病」の患者に投与したマイスリー錠
- 「急性胃炎」の患者に投与したラベプラゾールナトリウム錠
- 「過活動膀胱」の病名がない患者に投与したベシケア錠
- 培養せず、ゲンタマイシン感性菌を確認せずに投与したデルモゾールG軟膏

3) 類似薬効の薬剤の重複投与事例

- PPI と H₂ ブロッカー
- 4) 長期漫然投与（適宜効果判定が行われずに漫然と行われている投薬）
- シナール、アリナミンF糖衣錠、ピドキサール錠、ビタメジン、ビタミン剤、セレコックス、パルクス注ディスポ 10 μ g 2mL

②□たとえ定期処方薬のみを処方する場合でも、必ず医師が診察した上で投薬（処方）しているか

③□抗菌薬等の使用について、次の不適切な事例はないか

- 1) 細菌培養同定検査、薬剤感受性検査等の適正な手順を踏まずに、必要性の乏しい広域抗菌薬を投与
- 2) 細菌感染症の所見、徴候が認められない患者に対して、予防的に抗菌薬を投与
- 3) 治療効果や薬剤感受性試験の結果を検討しないまま漫然と長期間投与を継続
- 4) 抗菌スペクトルを検討せずに必要以上の多剤併用
- 5) 術中術後の感染予防のため、広域抗菌薬を投与

④□血液製剤の使用に当たって、「輸血療法の実施に関する指針」および「血液製剤の使用指針」の一部改正について」（平成 26 年 11 月 12 日付薬食発 1112 第 12 号厚生労働省医薬食品局長通知）および「血液製剤の使用指針」の改定について」（平成 29 年 3 月 31 日薬食発 0331 第 15 号）を遵守していない次の不適切な事例はないか

- 1) アルブミン製剤を、慢性の病態においてアルブミン値 2.5g/dL 以上の患者に投与
- 2) アルブミン製剤を、急性の病態においてアルブミン値 3.0g/dL 以上の患者に投与
- 3) アルブミン値を全く測定せずに、アルブミン製剤を（漫然と）投与
- 4) 新鮮凍結血漿を凝固因子の補充による出血傾向の是正以外の目的で投与

⑤□次の不適切な事例がないか

- 1) ビタミン剤の投与が必要かつ有効と判断した趣旨が具体的に診療録および診療報酬明細書に記載されているか
- 2) 疾患または症状の原因がビタミンの欠乏または代謝障害であることが推定されるもの以外に対してビタミン剤を投与していないか
- 3) 投与期間に上限が設けられている医薬品について、患者に既に処方した医薬品の残量および医療機関における同一医薬品の重複処方の有無について、診療録に記載していない事例はないか
- 4) 投与期間に上限が設けられている麻薬または向精神薬の処方について、当該患者に既に処方した医薬品の残量および他の医療機関における同一医薬品の重複処方の有無について患者に確認しているか
- 5) また上記の患者に確認した内容について、診療録に記載しているか
- 6) 抗がん剤の投与に際して、有効性および危険性を十分に説明し、同意を得ているか

（出典：「保険診療における指導・監査」厚労省ホームページ資料より編著者が抜粋作成し

た)

■ (参考2) 個別指導自主点検表④-2 (注射) (案)

- ① 経口投与が可能であるものについて、注射により薬剤を投与している事例はないか
- ② 注射については、経口投与をすることができないとき、経口投与による治療の効果を期待することができないとき、特に迅速な治療をする必要があるとき、その他注射によらなければ治療の効果をj得ることが困難であるとき等、使用の必要性について考慮した上で
行っているか
- ③ 関節内注射について、プレフィルドを使用しているにもかかわらず、多剤を混注し、
使用していないか
- ④ 外来化学療法加算の算定には、抗悪性腫瘍剤等による注射の必要性等について文書で
説明し同意を得て実施しているか
- ⑤ 外来化学療法加算の算定には、登録された化学療法のレジメンの妥当性について院内
の委員会で評価しているか
- ⑥ 中心静脈栄養用植込型カテーテルからの注射について中心静脈注射で算定していない
か
- ⑦ 精密持続点滴注射加算は1時間に30mLより速い速度で注入しているものについて算
定しているか
- ⑧ 精密持続点滴注射加算は緩徐に注入する必要がない薬剤を注入した場合に算定してい
るか
- ⑨ 精密持続点滴注射加算について、実施に係る記録や指示した旨の記録があるか
- ⑩ 血漿成分製剤加算について、説明に用いた文書の写しを診療録に貼付(保存)してい
るか
- ⑪ ヘモグロビン濃度検査をしないで投与したエスポー皮下用6000シリンジの算定はない
か

(出典:「保険診療における指導・監査」厚労省ホームページ資料より編著者が抜粋作成し
た)